

児童養護施設における自立支援 —岐阜県下12施設での調査を通して—

神戸 賢次

目 次

はじめに

- I 施設で暮らす子ども達への自立支援の視点と課題
 - II 中学・高校生へのアンケート結果から考える自立支援
 - III 児童養護系施設における自立支援上の問題・課題
- おわりに

はじめに

児童養護系施設で暮らす子ども達は、親の死亡、精神障害等の入院、あるいは親による虐待や放任など、自己の意思によらない生活上・家庭上の困難が子どもの自己決定・施設選択への配慮もほとんどされず、施設入所している。つまり、家庭・学校・地域で傷つき、自己肯定感を持てぬまま、また、最愛なる親・家族とも分離された施設生活を送っている。さらに、施設生活水準を規定する児童福祉施設最低基準や施設での養育環境により、二重・三重の苦しみを受けている。その意味で、一般家庭以上の手厚い支援が求められている。

それらの子ども達の抱える問題、克服すべき課題には、①入所前の家庭崩壊、児童虐待、学業生活への不適応などで被った心身の発達上の諸課題。②良くも悪くも、子どもの居場所であった家庭や地域・親や家族との分離に伴う家族関係調整の諸課題。③それまでの家庭生活とこ

れからの施設生活における生活の移行・変化に苦痛感を抱かせない養育の一貫性・継続性の諸課題が横たわっている。とくに、④心理的・生活治療的ケアを必要とする児童が増加する中で、家庭支援専門相談員・個別対応職員・心理療法担当職員の配置が認められた。これは、児童福祉法改正（1998年施行）にある「自立」「自立支援」をキーワードに、その後の要保護児童対策・施策で、施設機能の拡充と、職員の専門性と資質、現実的な対応能力と集団的力量の向上が求められているのである。

しかし、子ども個々の発達の道筋や速度に個人差があるように、それぞれの施設や職員の自立イメージ・自立支援の方法も異なっているのが現実である。

本論文では、児童養護施設で暮らす子ども達の自立支援・家族支援を専門職員がソーシャルアプローチする上での有効な自立支援計画の策定と具体的援助法を提示することを目指している。また、「子ども・家族への支援計画を立てるために一子ども自立支援計画ガイドライン—児童自立支援計画研究会編〔1〕」が作成されたが、まだ普及・活用されているとは言い難いこともあり、自立支援のあり方を検証すると共に、実際に生活する子ども達の期待する支援と現場職員の援助法の食い違いについて、施設入

所する子ども達へのアンケート調査結果を踏まえて論述する。

I 施設で暮らす子ども達への自立支援の視点と課題

(1) 「自立」「自立支援」とは何か

私たちは誰でもが、「自分がどういう人間で、どういうところで生きたらよいか、どんなところで生きたらよいか、どんなところに出番をもちたいか」の命題を背負って社会生活を営んでいる。しかし、誕生と共に社会生活を営んでいるわけではない。人間は誰でも親に守られ、保護された状況からひとり立ちへの道程を歩むのであり、誕生したばかりの人間の子どもは一人では食べ物を探すことも危険を避けることもできない。歩くことも言葉を使うことができない段階から、家庭での暮らしを基本とした人間的環境の中で、誰もが社会で生きる生き抜くための生活手段を自ら作り出すほどの大人、すなわち「自立した大人」「一人前の社会人」に育てられ自ら獲得するのである。

これにも個人差があって、20歳に達しても自立の条件を満たしていない者も多い。反対に、中卒就職した15歳であっても、社会で自立した生活を送っている人たちもいる。

そこで、「自立」とは何か、「一人前」とは何かについて考えてみると、経済的自立・社会的自立など、その目標とするイメージはさまざまである。一般的に、社会的に自立するとは、経済的自立、生活の自立、精神の自立（主体性の確立）の三つの自立を例に上げることが多い。

社会的自立と言えば、経済的自立として用いられることが多いし、経済的自立は就労自立とほぼ同じ意味でとらえられる。その意味で、まず働いて、その収入によって自分の生活を支えていくことが大切になる。つまり、親からの自立、家族からの独立の土台となる経済的独立の

条件を整える必要がある。しかし、社会生活する上で、単身生活あるいは新しい家庭生活を築くに必要な日常生活の自立が就労生活を支える基盤として求められる。同時に、主体性をもち、社会人として当たり前の行動ができる精神の自立、身体の自立が生活全体の推進役として必要になってくる。

つまり、「自立」の概念には、単に就職して経済的に自立する意味だけでなく、①基本的生活習慣の習得、②家庭生活能力の獲得、③地域社会・学校生活への参加、④自己教育力・生きる力の獲得、⑤社会的人間関係の形成、⑥労働・経済生活能力の獲得、⑦自己意識の形成・自我同一性の確立、⑧性役割の確立・性的自立、⑨ウェルビーイング（その人らしく生き、その尊厳が尊重されつつ、自己の可能性を最大限に保障していくことのできる状態）保障などが含まれる。

なお、「子ども・家族の自立を支援するための一児童自立支援ハンドブック〔2〕一」（2, 第1章第2節P15）での「自立支援」の規定「児童の自立を支援していくとは、一人ひとりの児童が個性豊かでたくましく、思いやりのある人間として成長し、健全な社会人として自立した社会生活を営んでいくよう自主性や自発性、自ら判断し決定する力を育て、児童の特性と能力に応じて基本的生活習慣や社会生活技術（ソーシャルスキル）、就労習慣と社会規範を身につけ、総合的な生活力が習得できるよう支援していくことである。もちろん、自立は社会生活を主体的に営んでいくことであって孤立ではないから、必要な場合に他者や社会に助言、援助を求めるなどを排除するものではない。むしろそうした適切な依存は社会的自立の前提となるものである。そのためにも、発達期における十分な依存体験によって人間への基本的信頼感を育むことが、児童の自立を支援する上で基本

的に重要であることを忘れてはならない。（下線は筆者）」の指摘は注目に値する。これらを前提にした自立支援計画の策定が求められる。

(2) 自立支援計画策定上の留意点

児童自立支援計画について、「子どもの権利を擁護するために〔3〕」（3、第二部3子どもたちの生活Q41P114）では、「子どもとともにつくる自立支援計画」と題して

- ①子どもの意向が尊重された、自立支援計画の策定のために、①子どもの意見や希望をしっかりと受け止めること。②職員の考えを伝え、十分に意見交換すること。③子どもが「自分にとっての自立」を実感できるように援助すること。
- ②子どもと保護者に対する計画内容の十分な説明と同意確認のために、①説明には時間をかけ、理解や納得が得られるまでていねいに行なうこと。②保護者とは普段から意見交換を十分に行い、子どもの意向を支援する姿勢を築いてもらうこと。③表明された意向は記録に残しておくこと。
- ③支援目標づくりと動機づけによる計画の活性化のために、①評価や関係者の意見、子どもの意向などをもとに支援目標づくりをすること。②すべての職員が支援目標に対して共通認識を持ち、子どもの努力する姿勢を支えること。

と、実践ポイント及び、ヒントが述べられている。

ただし、この自立支援計画策定において、子どもの年齢・発達段階に応じた意見表明の機会を保障することが大切であるが、施設生活あるいは家庭生活の延長線上にあって、職員や家族への依存・援助の程度と子ども自身の自立欲求の程度、生きる力（エンパワメント）がその時々の自立の困難・課題に立ち向かうだけのバ

ックアップ体制や、体験保障があつて初めて成立するものであることに留意したい。また、子どもの自立度は、その時々の環境や状況など、精神生活によって揺れ動くもので、いつも上昇するとは限らない。停滞時期もあれば下降（退行）時期もある。そんな子どもの有形無形のシグナルを常時キャッチできる体制の確保が重要である。

とくに、職員が処遇困難とする問題行動を起こしている時とか、退行現象下の児童の場合、どこまで受容し、いつまで待てばよいのか、先の見えない養護が続くこともある。そんな時の支援の方法はとなると、高いレベルの専門性と倫理、高度なチームワークプレーが要求されるように、職員の質と量に大きく影響を受けることを認識したい。

「子ども・家族への支援計画を立てるために—子どもの自立支援計画ガイドライン〔1〕—」（1、P4）では、下記の基本編・発展編からなり、「これからのお子様も家庭総合アセスメントの枠組みとその考え方について」で、「子どもは、①子ども自身の要因及び子どもを取り巻く②家庭、③地域社会といった環境的要因がそれぞれに関係し、相互に影響しあいながら、その相互作用によって、健全に発達・成長していく、あるいは不健全な状態に陥っていくのが子どもの発達と健康における基本的な構造である。」とし、子ども・家庭・地域社会の各分野における発達段階に応じたアセスメント指標を提示している。（表1）

しかし、施設職員のストレスの背景にある子どもの処遇困難理由にこそ、子どもの社会不適応現象を生み出していることを考えれば、以下の処遇困難理由の背景にある子ども達の生活・学習・集団・個別的発達支援の課題への接近が求められる。とくに、虐待体験等、養育不良環境で育てられたことによるパーソナリティ上の

表1

○基本編	第1部 子どもの実態把握・評価(アセスメント)と自立支援計画の基本 第2部 子どもの自立支援のためのアセスメント 第3部 子どもの自立支援のための自立支援計画 第4部 子ども家庭総合評価票によるアセスメント及び自立支援計画策定等の実際
○発展編	ジェノグラムやエコマップの作成方法、子どもの心身の発達や発育の概要、乳児期から青年期までの子どもの不適応の問題、環境と子どもの発達との関わりなど子ども家庭総合評価票の背景となっている学術的研究の流れや考え方を紹介している。

発達阻害への生活治療的回復が求められる。

児童養護施設で「担当している児童が抱えている問題」（第56回全国児童養護施設長研究協議会第2研究部会報告資料〔4〕P38）の2001年度心理療法担当職員による実態調査（複数回答）によれば、多い順に記すと、①対人関係困難84.1%、②感情表現の困難70.7%、③学習困難56.5%、④反社会的行動50.0%、⑤人格や気分の激変47.4%、⑥⑦暴力、夜尿それぞれ45.7%、⑧虚言39.7%、⑨パニック39.2%となり、以下、言葉の遅れ、退行、身体症状、抑うつ、自傷行為、性的逸脱行動、チック、悪夢・夜驚、不眠、家出、奇妙な癖、食障害（過食・拒食）の問題を抱えていると指摘している。まさに虐待体験・家庭崩壊経験をもつ児童の多くに、感情コントロールの障害を抱えていることが理解できる。

また、「虐待体験が子どもにもたらす影響」に関して、「虐待を受けた子どもへの自立支援〔5〕」（補章第3節P162～P166）では、1. 対人関係障害、2. 問題行動の多発、3. 親子分離した場合に子どもが支配される感情の3点にまとめている。

「子どもの福祉と養護内容〔6〕」（第9章青年期における自立援助P102～P122）で、「G県児童養護施設年長児童に関する調査」結果を筆者が報告しているように、処遇困難理由（複数

回答）には、①「その子どもの要求の特性上の困難（①②自己表現がうまくできない、④規則・約束が守れない、⑤感情の起伏が激しい、⑥対人関係がうまく作れない）」、⑤行動上の困難（①家出、②不純異性交遊、③深夜徘徊、⑥窃盗・万引き等、⑨家庭内暴力、⑩飲酒・喫煙、⑪薬物・シンナー、⑫施設無断外出・外泊、⑭不登校）」、⑭「家族的・社会的困難等（①家族の養育意志の問題、②家族の経済状態の問題、③家族の本児についての関心の問題、家族関係不調等）」、⑮「発達的困難（②知的障害、⑧基本的生活習慣の欠落）」、⑯「学習・教育上の困難等（①低学力ボーダー、③学習意欲欠如、⑤特殊（養護）学級児）」、⑰「社会関係の困難等（①不良交友、③深夜徘徊）、⑱その他（「在日外国人に伴う困難」「集団生活上のトラブル・困難」、「処遇体制上のトラブル・困難等」）の順で出現していることを報告している。

つまり、「処遇困難理由」として出現する「施設生活児童の社会不適応上の問題」こそ、本人の発達上の諸問題（年齢・発達・成熟度の未熟さ）課題であり、本人の学業不振、人格発達・社会性の未熟さを克服するための養護プログラム（自立支援計画）を施設養護実践に位置づけるべきであることを強調している。

(3) 自立支援計画策定上の課題

児童福祉施設入所する子どもの多くは、自己の将来や退所後の家庭生活や社会生活に不安を抱きながら、施設生活を送っているがゆえに、幼い子どもや障害を抱えた子どもの場合は、自立についての考えを言葉で率直に述べることが難しいケースもある。また、被虐待児童ケースに見られるように、そのトラウマゆえに、前述のごとく、対人関係や感情体験に様々な問題を抱える傾向にある。自らの虐待者への怒りや抵抗することができなかつた自己の無力感、自己否定感から、暴力や性的虐待など自分の受けた体験を再現する傾向が見られる。それも、周囲の仲間を巻き込んだ暴力的環境をつくることがある。また、親密な関係をつくろうとする相手に対し挑発的な言動を繰り返し、相手の怒りや暴力的行為を引き出そうとすることさえある。

子どもが困ってシグナル（叫び声等）を発したときは、誰かが何らかの形で受け止めて、援助の手を差し伸べてくれるといった「基本的信頼」を基礎に、根気強く、自己の将来に向けた話し合いが求められる。そのための家庭環境の現状や保護者の意向などの情報を開示し、子どもの判断材料として活用すべきである。また、将来の社会生活にも戸惑わない社会生活体験も施設生活に取り入れることが求められる。

つまり、児童自立支援計画の内容も児童相談所・一時保護所から施設入所前後までのアドミッションケア、施設生活でのインケア、退所前後のリーピングケア、退所後のアフターケアに至る過程を系統立てて、組織的に対応することが求められる。それも、義務的・形式的(法令順守)に策定するのではなく、子どもを権利行使の主体、すなわち、「意見表明権」「福祉サービス受給権」などに基づき、享受しうる権利の内容を自ら選択し、計画立案に参画することが求められる。保護者の計画立案への参画も同様である。

(4) 自立支援目標の設定と実践的対応の課題

自立支援計画・個別援助方針立案上において、次の三つの視点を基礎とした課題・目標を設定し、養護実践化すべきである。

- 1) 状況課題 = 前述の処遇困難理由にようして、それらの問題に振り回されことなく、子どもの言い分を聞きつつ、制止・説諭などの方法を使って、とりあえずの解決を求める対症療法的な措置を意味している。ここでは、問題を見つめさせ、自己の言動のあり方を考えさせることを目標とする。
- 2) 発達過程に根ざす課題 = 人がそれぞれの発達・成長過程において、どうしても達成していかなければならない課題
 - A 自我機能の強化 = a. 欲求不満・衝動耐性、不安・恐怖処理、誘惑耐性、b. 所有物の保護・管理、c. 価値観と諸欲求の調整、適切な行動の選択、d. 自己の適正な評価、自己同一性、e. 社会的現実・限界・規範の評価・受容、f. 生活・人生を計画的に運ぶなどが重要である。
 - B 発達段階別の援助ポイント
 - a. 幼児期（全面的依存から第一次自律への道） = ①話し言葉をどう発展させるか（特定な人との関わりの中から、言語の獲得・完成、知的好奇心の育成）、②自我の芽生えをどう育てるか（3歳の壁 = 身体的・行動の自立、基本的生活習慣の育成を通しての自我形成）、③遊びをどう育てるか（一人遊びから仲間とのつながり = 遊びの自立）
 - b. 小学生期（個性・自己の認識、第二次自律の道） = ①話し言葉から書き言葉への拡がりをどう育てるか（基礎的

- 学習能力 = 具体的思考能力の育成)、
 ⑥抽象的思考能力をどう育てるか (9歳の壁への挑戦 = 過去と未来、身体と心の主人公)、⑦集団遊びを通して、仲間関係や規律をどう育てるか (ギャングエージを通して、社会的生活能力の育成)
- c. 中学生期 (社会的自我の芽生え、第三次自立への道) = ⑧言語の表現能力をどう育てるか (論理的思考能力・判断力 = 大人社会の生活論理への認識と、他者に頼らず自己の判断・決定の尊重) ⑨自己規律 (自己を見つめる力) をどう育てるか (主体的自我の形成 = 多様な価値基準からの選択、知的世界の拡大) ⑩仲間関係・社会関係の中での自己をどう形成させるか (14歳の壁への挑戦)
- d. 高校生期 (職業観・人生観の確立、第四次自立「職業自立」への道) = ⑪自己の将来展望をどう育てるか (17歳の壁への挑戦) ⑫職業観・人生観をどう持たせるか、⑬社会観をどう育てるか、⑭社会的マナー (場に合った言動) をどう身につけさせるか
- 3) 普遍的課題 = 生 (性・生命・生活・生涯・人生) そのものの意味を見い出すこと。社会参加のための社会規範・市民道徳 (ルール・モラル・感性・意欲等の獲得) の育成。
- その実践的対応のあり方として、
- 1) 子どもと職員 (とくに、担当職員) との人間関係 (愛着関係・愛情関係・信頼関係) がしっかりと結ばれ、子ども同士も真に仲間意識で結ばれた共感的人間関係 (絆の形成) を基礎に、「ここが自らの生活をする場所」といった、安全・安心・納得 (インフォームドコンセント) できる生活づくり、個別援助の実践活動を行なう。具体的には、①生活リズムの確立、②生活の一員としての役割・仕事の確立、③規則を守る姿勢の確立、④課題達成のために喜び励ましあう仲間集団の確立といった集団づくり (話し合いの場の保障、自治意識の確立等) の発展段階を見通した実践活動を行なう。
 - 2) 生きがいや目標 (自らの進路選択・人生観) のある生活が子どもの成長・発達に欠かせない自己主張や自己表現を生み出すと共に、抽象的・論理的思考能力や、人権意識が育つ土壌、育ちあう施設づくりとなる。そのための話し合いづくり、生活・集団づくりを強化する (リーダー養成、日課・行事、生活ルールづくりへの参加)。
 - 3) 社会参加のための社会規範、ルール、モラル、感性、意欲等の獲得には、集団生活での試行錯誤体験を通して、低学年位までは身近な大人 (モデル) から学ぶことが多い。高齢児になるに従って、自分の中のもう一人の自分を自覚したり演じたり、それとの対話や格闘を通して、自己理解の社会化が促される。そのために子ども自らの入所の背景にある生活問題、家族問題、社会不適応行動とも向き合える、乗り越えられる個別援助・自立支援を強化する。
- 個別援助 (自立支援) 計画は、①子どもの発達段階を的確に押さえながら、児童が情緒的にも知的にも理解し、納得ができる妥当な目標を話し合い、援助することが求められる。また、②子どもの発達の可能性を信じて、内的力 (エンパワメント) を引き出し、人間全体の発達を促す援助が求められる。そのための援助の目標

化、課題の達成度を客観的評価できるよう、複数職員（チーム）による養護効果測定を実施し、より具体的・詳細な目標・課題を設定する。同時に、ケース記録を充実させる。さらに、児童相談所職員との連携を強化する。

そのためにも、再度、児童養護の原理・原則に立ち返り、児童やその家族にどんな施設生活を保障し、どんな施設機能をサービス提供するのか、できるのかを日々の打ち合わせ会や職員会議・ケース会議を通して話し合い、合意形成を図ることが重要である。

II 中学・高校生へのアンケート結果から考える自立支援

—アンケート調査結果・研究報告—

社会的児童養護の基本方向は、「養育困難家庭や虐待を受けた子どもの保護・権利擁護・自立支援などのいわゆる要保護児童対策」に限定することなく、要支援家庭をはじめとする、地域の子ども・子育て相談支援、健全育成にも積極的に取り組むことが求められている。また、社会的養護を必要とする子どもへのパーマネンシー（生活環境および人間関係の永続性）の保障が重要になっている。そのために、社会的児童養護の形態も、家庭的な温かい環境のなかで

の特定の大人との濃密で安定的な環境が保証される必要から、施設における生活単位の小規模化の方向が打ち出されている。

このような状況のなかで、岐阜県児童福祉協議会（以下、「協議会」という）調査研究委員会（以下、「調研」という）は、施設で暮らす子ども達（中学・高校生）の自立支援に必要な養護内容のあり方を検証する上で、子どもの「心の声」を聴くために、調研作成の調査項目に基づき、アンケート調査を以下の要領で実施した。

- ①調査対象：岐阜県下の児童養護施設（10ヶ所）、児童自立支援施設（1）、情緒障害児短期治療施設（1）で暮らす中学1年から高校3年の子ども達287人（平成18年9月1日現在）。
- ②調査日（期間）・方法：平成18年9月18日～10月26日の期間に、調査研究委員会メンバー（神戸他1～2名）と、その施設の家庭支援専門相談員1名が調査者となり、集団的・個別的に訪問調査を実施した。調査場所は、各施設の集会室・食堂とした。
- ③回収率：93.0%（有効回答数：267人）
中・高生267人（男子154人、女子113人）
÷287人（9月1日現在の在籍児数）

表2

	対象学年	男子	女子	合計	在籍児	回収率
※岐阜県内12施設 内、児童養護施設10 児童自立支援施設1 情緒障害児短期治療施設1	中学1・2年	72	40	112	191	95.8%
	中学3年	38	33	71		
	高校1・2年	31	29	60	96	87.5%
	高校3年	12	11	23		
	その他	1	0	1		
12施設 合計		154	113	267人	287人	93.0%

注) 中3・高3のリビングケア対象児は、1施設当たり7.9人（95人÷12施設）平均在籍。

中・高校生の在籍年数調べでは、7年程度と推察できる。短期の自立支援ケースもあるが、18・20歳養護の視点に立てば、7年程度の自立支援プログラムを準備する必要がある。

④設問内容；施設生活プログラムにおける子ども達の参加の度合はどの程度なのか、自立に必要な支援が適正に受けているのか。アンケート設問94項目の内、リービングケア（自立支援プログラム）上の重要項目の特徴的な内容をここで掲載する。詳しくは、「児童福祉ぎふ44号〔7〕」（7,岐阜県児童福祉協議会発行2007年5月予定）に掲載されることになっている。また、文中の「前回」調査とは、平成16年度に実施した調査研究報告書〔8〕一明日の児童養護を考える—（8,Ⅲ章P47～P94）「Ⅲ章 施設で暮らす子ども達の本当の気持ち・考え方」を指しているので参考されたい。

なお、岐阜県児童福祉協議会・調査研究委員会は、児童自立支援をキーワードに、自立援助ホームを含めて、岐阜県の児童養護のあり方について、年度研修テーマをもって調査研究を行っている。

（1）健康管理・自活生活支援

1) 住環境について

前回の2004年度調査では、高校生で50%、中学生で25%が1人部屋であった。今回の2006年度調査では、1人部屋が高校生61%、中学生27%に増えた。満足できる住環境とはいえないまでも、ハード面での個室化が進んでいるといえる。

2) 食生活について

食生活参加の指標となる「食事作りへの関心度」は、年齢が高くなるにしたがって強くなっている。しかし、食生活への参加度は、高校生でも50～80%が弁当作りなどの具体的な機会がある程度で、中学生では35%と低い数値である。ただし、前回調査に比して、高校生の食生活参加度は倍増しており、自立準備期での食生活参加の取り組みを自立支援プログラムに位置づけ

ていることが伺われる。

職員アンケートでは、「炊事・洗濯・掃除などの家事労働を子ども達に身につくような取り組みが行われているか」の設問に対して、「できる限りのことは行っている」「まあまあ行っている」の回答が大半を占めていた。しかし、高校3年の20%弱、中学3年の40%強が「体験する機会がない」と回答している。支援する側とされる側の意識差が顕著にみられる。設備環境の整備、食事作りの機会確保、食事献立・栄養・味などの会話や具体的な参加を通して、食文化・食育への関心・理解を深めることが求められる。

3) 衣類管理・洗濯・掃除等について

衣生活における衣類の収納など、高3ともなれば、ほぼ自己コントロールできていたが、量的増大に伴う収納スペースの不足を訴えている。また、衣料品の選択的購入に関しては、施設努力がみられるものの、施設の地域特性や日常生活諸費の枠組みに大きく制約される傾向にあり施設差がみられた。

洗濯の仕方支援では中学生位から指導されていると考えられる。高3になれば、1人暮らしを始めて困らない程度にはスキルを身につけている。しかし、中卒就職自立する中3の場合には高3生に比し心配となる数値がみられた。

部屋掃除に関しては、「必要なときにする」との思いにかなり個人差がみられ、週あるいは月に2・3回の回答が多いように、自己管理できているとは言い難い数値である。また、「まったくしない」「誰かに・・・」との回答のごとく、掃除や整理・整頓の概念や必要度認識を高める指導・援助が求められる。

4) 健康管理について

自己の健康管理に必要な病院の利用、医療の

仕組みについての理解は一定できていると推察できるが、保険料・医療費に関しては、体験的に学ぶ機会も薄く、理解しているとは言い難い。職員の経験から子ども達に伝えることが大切と思われる。また、病院に自分で通院できるかに対しては、施設の地域特性による差異がみられる。

5) 金銭（小遣い）管理

施錠できるか否かで判断するのは難しいが、「金や物が無くなる、勝手に見られた」などの苦情があるように、プライバシーの確保と共に、自己所有物の安全・安心を確信できる設備環境や集団作りも大切な視点と考えられる。とくに、小遣い管理に関しては、安全を理由に、職員預かり、両者が持つという方法を探っている施設が多くた。安心して自己管理できる生活の場を築くことが重要である。

貯金通帳はほぼ全員が持っていると思われるが、中学生の過半数が使いこなしていない状況である。高校生でも銀行利用を自分で行っていないのが5割近くいる。金銭管理における銀行利用・方法についてリービングケアプログラムに位置づけるべきと考える。

なお、高校生の場合は、45～65%がアルバイトをしており、バイト料は、一部を小遣い（携帯電話通話料を含む）とし、残りを貯金し、将来（就職・進学・運転免許等）の自己資金に備える傾向にある。

6) 1人暮らしと生活費について

将来の自活に備えて、高年齢になるに従って、生活費に関する理解は高まっているが、施設生活する子どもにとって、具体的な光熱水費、新聞代などへの体験的理理解ができていない。1人暮らしで生活費に困った場合でも、2～3割の子どもが他者に依存すると回答している。施設

の日常生活費への理解を深める上で小規模化（グループホーム等）あるいは、独自の工夫による施設経済の情報開示が求められる。

また、携帯電話の普及に伴って、必需品化している携帯電話に関して、高校生の7・8割は持っている。中学生は欲しいが持っていないのが実状である。高校生の電話料金は、親・家族あるいはアルバイト料で支払っていることが多いことが理解できる。親が保証人（約半数）になっているケースでは支払いも親が行い、施設（長、職員）が保証人の場合はアルバイト料で、アルバイト収入がない場合はプリペイド方式による小遣いからの支払いと考えられる。これは、他者に迷惑をかけないための手法であるが、親の有無、親の経済格差、アルバイト時間が持てないなどの条件格差について、自己理解を深めるとともに、自己コントロールする力につける良き教材と捉えることも必要と考えられる。

(2) 学習・進路・自立支援

1) 学習環境・進路・時間管理

①中学生の学習・進路支援

高校進学希望中学生は、88%（全国平均進学率と同じ）であった。しかし、進学への意欲となると、自己の学習姿勢を問う設問に対して、7割が「進学を意識した学習をしている」と回答する一方、「学習しにくい、できない」と感じている学習環境不適応児（3割程度）もいると推察できる。進学意欲が乏しい中学生は、その理由に、「早く就職して働きたい（中3）」、「勉強が嫌い（中1・2）」を第1位に回答している。自立の基礎となる学力の向上を図る支援が求められる。

②高校生の学習・進路・自立支援

高校生にとっての進学は大学等、専門学校を指していると考えれば、2～4割の子どもが進

学を希望していると考えられる。可能であれば5～6割の子どもが進学したいとも回答している。学びたいことがある一方、経済面・学力面を不安に感じているのが実態である。それでも、記述回答「取りたい資格・免許」のなかで、保育士・社会福祉士・看護師・介護福祉士・教員・薬剤師などに見られるごとく、大学乃至、専門学校進学が必須条件となるものを選択していることからも、大学進学の道を希望する者には全員が保障されるべきと考える。大学進学問題は、自治体・施設・親の経済力等の格差に影響されるが、社会的養護の責任において、進学の道を閉ざしてはならない。

2) 学習支援・進路相談について

施設の進路（進学・就職）支援に対する中・高生の期待レベルは、人間（信頼）関係の濃淡に影響を受けていると推察できる。中3以上では期待値が70～80%と高いが、中1・2生では、50%強が肯定的に施設支援を求めており、50%弱は期待していないのが実状である。

その一方で、職員アンケートでは、「子どもの能力に応じて支援する」努力がかなりされていると自己評価している。ここに、職員との良い関係を築けない中・高生の学習・進路支援の難しさが伺われる。児童養護系施設は人間関係を基礎とした生活の場・学習の場・自立支援の場であることを認識させられる数値である。

3) 進路・将来の夢・自己実現

「将来の夢」は、模索中も含めて80%前後の中・高校生が持ち、仕事のイメージもできつつあると推察できる。しかし、10～25%が「夢を持っていない」状況が見られ、自立支援計画の作成、インホームド・コンセント、その実践に生かしきれていない実状もある。

将来の仕事に関しては、前述の資料編「アン

ケート調査—記述回答」を参照されたい。

(3) 自己理解、施設サービス理解

1) 自己理解と施設サービス（情緒安定の場）

生い立ち・育ちへの理解は、学年が上がるに従って50%強レベルから80%強レベルまで自己理解度が高まっている。その一方で、施設入所に至った自己の生い立ちや家族に対する思いは複雑で、「知らない」が10～20%強、「知らない・知りたくない」が10～20%強いことからも、生い立ち等の真実告知をいつ、どのタイミングで行うべきなのか、また、ケースに応じた家族関係調整について、個別的に対応する必要がある。

「施設は安心できる場か、できない場か」では、各学年ともに、半々（30%前後）に推移している。しかし、「安心できない」に「どちらともいえない」を加えると、約70%の子どもが安心できる場と理解していないことになる。職員アンケートの「生活しやすい場、まずまず」といった回答が80%を占めていることを考えると、職員と子どもの思い・意識に大きな隔たりがあると言わざるをえない。ここが自らの生活の場（情緒安定の場）として捉えられるような施設実践が求められる。できれば、アドミッションケア（入所前後）における施設選択・自己決定の機会が保障される機会の確保を求めたい。

2) 意見表明の機会

施設の日課や決まりなどに「意見を述べる機会がある、時々ある」と回答しているのは50%前後で、「ない」の回答数と同水準にある。職員アンケートでは、「子ども達が意見や考え方を言いやすい環境にある」と回答している職員は90%に上り、子どもの思い・意識に大きな差異がみられる。子ども主体の自治会、苦情（意見）受付箱の設置・活用と共に、自己表現、

自己主張が苦手な子どもの代弁など、子ども主体の施設生活作りが求められる。職員側の立場から、実現が困難だと思われても、子どもに納得できる説明責任が施設に求められる。

3) その他（生活の自由度、性教育）

施設生活の自由度を問い合わせた設問であるが、「一人旅をしてみたい」と思う中・高生が20～30%近くいる一方で、「一人旅したことがある」のは高3の20%強であった。子どもの安全確保を優先せざるをえない施設事情を考えれば、高校生の自由度は高まる傾向にある。

職員アンケートでは、「積極的に行かせている」のは全体の3%に満たないわけで、一人旅を体験させることに消極的であることが伺われる。

性教育を受けたことがあると回答した中・高生で、中学生は30%程度、高校生で40%程度である。性的虐待の被害者の場合もあるが、中・高生の性非行や性情報等が社会的問題化している今日、子どもの年齢・発達・成熟度に応じた性教育を施設の自立支援プログラムに取り入れることが求められる。職員アンケートでは必要と感じているが「実施できていない、取り組めていない」が80%弱を占めている。一部の施設では、暴力防止プログラム（CAP）をはじめ、性教育などを計画的に、外部講師を招いて取り組んでいることが伺われた。

（4）地域・学校関係について

どの学年も嫌なことが「ある、時々ある」と回答したのは60%以上、高3は70%があると回答している。具体的な記述回答では、仲間関係で、①悪口・暴言（5人）、②いじめ（6人）、③けんか（5人）、④暴力（4人）が多い。施設生活との関係においては、「規則が厳しくて遊べない（5人）」「携帯が持てない」「お前、

施設におるんか」「税金返せ」などの嫌味を言われる。また、「授業参観に親ではない職員がくる」など、「特別視」「特別扱い」「哀れみ」「偏見」を受けやすいと回答している。地域・学校関係者に対する正しい施設理解・連携を求めるべきである。

（5）人間関係形成能力

1) コミュニケーション力

「自分の気持ちや意見を相手に伝えることと、「仲良くなれる」「何でも話せる友人がいる」の関係性は高いといえる。高3になれば、話すことが苦手であっても友人関係は良好になっていいると回答している。つまり、中卒就職自立児に比し、高卒児の方が対人関係形成能力が高くなると共に、将来を語り合い、成長し合える関係作りも可能になると推察できる。

2) 職員との人間（信頼）関係

中・高校生の約80%前後は「職員との良好な関係を持てている」傾向にあるが、職員から「信頼されているか」と問うと、高3で50%強、高2以下で30～40%と、職員への信頼度が低下する傾向にある。これは、職員の経験年数、担当年数をはじめ、子どもの入所時期・入所理由（大人不信）の個人差もあり、人間（愛着・信頼）関係確保の難しさを物語っている。また、「人間として大切にされている」との感覚的指標となる設問に対しては、中1・2では40%、高3になると50%強に引き上がっていることが伺える。年齢が高くなるほど、職員との良好な関係が築かれていると推察できる。

中・高校生の期待する職員には、「自分の行動にいちいち口をはさみ、コントロールしようとする」のではなく、「やさしく、自分の考えや気持ちを理解してくれる」ことを願っていることが伺われる。また、記述回答で「職員に話

せない理由」に、「話そうと思わない」「話しにくい」「信用できない」「嫌いな人がいる」「どうせ聞かんから」「面倒くさい」「他に回っていきそうだから」など、人間不信の除去、信頼関係の回復・構築に向けた努力が求められる。

3) 入所中・退所後の支援（人的環境）

「何かに悩んだとき、誰に相談するか」に対して、①友人、②施設職員、③親・兄弟、④学校の先生の順と回答しているように、身近な存在としての施設職員が期待されている。職員アンケートにおける職員の担当児童に対する「愛着を深める努力を積極的に行っている」と回答しているように、その成果が現れていると考えられる。

退園後の相談相手は、①友人、②親・兄弟、③施設職員、④学校の先生の順となっている。職員への期待レベルは中学生30%、高校生35～55%の数値となっている。

数値的には低いレベルであるが、退園児にとことん寄り添い、無理強いすることなく、本人はもちろん、親・家族への見守り支援が重要と考えられる。

4) 親子・家族関係について

中学生の40%程度は自分で親に連絡を取り、悩みや困っていることを話したりしていると回答しているが、「話したくない」中学生が20%弱いるのも事実で、記述回答での「家族に話せない理由」では、「親が嫌い」「信用できない」「拒否される」「分かってくれない」などと回答しているように、親を否定的に捉えたり、「話す機会がない」「話がややこしくなる」「不安にさせたくない」など、親に心配をかけたくない心情が交錯しているケースもあると推察できる。家族再統合・関係調整の難しさを象徴する数値である。

(6) 社会的自立

1) 働くこと、自立（経済的自立）について

「自立の考え方」について、社会に出る直前の高3は、「働いて生活できるだけのお金を稼ぐこと」を第一にあげ、高2以下は、「自分ひとりで生活するということ」としている。職員アンケートでは、「自分で出来ることは自分で行い、出来ないことは誰かに頼れる」が半数以上で子どもとの意識の差がみられた。

「経済的自立」に関して、中2以下は、お金を稼ぐことが主になり、中3以上の「1ヵ月の給料で家庭生活を守ること」に比し、計画経済・生活設計に対する必要性の選択が低くなっている。施設生活での月間生活のやりくり体験は、小遣いを活用した金銭管理程度で、実感できていないと推察される。子どもの年齢・発達・成熟度に応じた経済的自立支援のあり方が問われる。

「自立に向けたモデル学習の機会」に対して、各学年共に、「いない（50%）」を第1位にあげているが、学年が上がるに従って、「家族・きょうだい」から、「施設・学校の卒業生」を具体的モデルとする傾向にある。具体的モデルがないと回答している半数程度の中・高校生に対する職業観を身につける支援も重要と考えられる。

2) 就職自立への不安について

自立する上での設問「不安があるか」「自信はあるか」に対して、年齢が高くなるに従って、「足りない部分がある」ことを自覚する傾向にある。その不安内容で、「①経済面での自己コントロール（50%）」が各学年共通不安として上げられ、学年が上がるに従って、「②社会面（就職先・人間関係）の不安」が拡がる傾向にある。反対に、「生活面（掃除・洗濯・食事など）の不安」は減少していっていることが伺わ

れる。

設問「不安を感じるとしたら」では、「①就職先の人間関係」「②働く能力があるか」を主なる理由としている。「足らないもの」の記述回答では、経済面・生活面の自己管理能力の不足とともに、「自己中心的な自分、自信がない、すぐに怒る、後ろ向きなど」といった自己肯定できない自分に世の中を渡り歩く力があるのかなど、社会面での不安を述べている。

3) 自己実現のために

設問「仕事で困ったとき、誰に相談するか」「将来、自分を支援してくれそうな人」では、各学年ともに、10~15%は施設職員に期待している。期待数値が高いのは、「①友人（40~50%）」で、「②親・きょうだい（15~45%）」に関しては、学年による差異が顕著で、中3、高3は、それぞれの1・2年次に比べて「家

族・きょうだい」への期待値が半減する傾向にあり、家族より友人に期待している。しかし、「誰にも頼らない（5~10%）」を選択した回答者には、「頼ることも大切な方法」であることを伝えていくことが求められる。

(7) 自己肯定感・自己否定感について

自己肯定・自己否定項目内容を各学年別に選択1~2位を列挙すると下記のようになる。自己肯定内容としては、「①自分がどんな人間なのか何をしたいのかを真剣に迷い考えている。②目標を持って勉強したり練習したりできる。③誰かが困っているときに手が差し伸べられる。④年下の子に対してやさしい。⑤嫌な相手でも付き合える。」で、自己否定内容としては、「⑥自分に満足していない、嫌い。⑦人の意見に影響されやすい。⑧今の生活にストレスを感じている。」との回答が多かった。

表3

	高校3年	高校1・2年	中学3年	中学1・2年
自己肯定感	※ 32 (58.2%)	63 (40.6%)	39 (31.0%)	90 (48.9%)
選択1位	⑤	③	②	⑤
2位	④	①	①	③

①自分がどんな人間なのか何をしたいのかを真剣に迷い考えている。②目標を持って勉強したり練習したりできる。③誰かが困っているときに手が差し伸べられる。④年下の子に対してやさしい。⑤嫌な相手でも付き合える。その他、⑥自分からすすんでよく他人を手伝う。⑦リーダーシップをとることが好き。⑧自分はやりたい道を自分で切り開く力を持っていると思う。⑨今ままの自分に満足している。（選択数の多い順）

自己否定感	23 (41.8%)	※92 (59.4%)	※87 (69.0%)	※94 (51.1%)
選択1位	⑥	⑦	⑥	⑥
2位	⑧	①	⑦	⑧

⑥自分に満足していない、自分が嫌い。⑦人の意見に影響されやすい。⑧今の生活にストレスを感じている。その他、⑨すぐに気が散りやすく集中できない。⑩すぐにカッとなったり、かんしゃくを起こしたりする。⑪人とコミュニケーションするとき、気持ちが通わないことが多い。⑫欲しいものは我慢せず、すぐ手に入れたりする。⑬先のことを考えない。⑭学校や施設で、みんなから嫌われている。（選択数の多い順）

同様に、自己肯定・自己否定項目の選択数を学年別に比較する数値も学年別に比較すると、高2以下では、自己否定の選択項目数が自己肯定項目数を上まわり、子ども達の心には自己否定・劣等的感情が渦巻いているといえよう。しかし、高校3年生になると、自己肯定感も増大し、子どもの心や施設生活での自信につながり、信頼をキーワードに、子ども達の未来が拓けていくことを示している。これまでの養護実践・養護内容の評価を長期的・短期的、個別の・集団的、発達保障・家族再統合、学習・個別支援、進学・就職自立支援の視点から見直し、そのための地域・学校・社会資源との連携システム、施設環境条件、職員体制のあり方を検証し、これから20歳養護（自立支援）に生かされることを期待したい。

III 児童養護系施設における自立支援上の問題・課題

(1) 養護内容（施設生活）上の課題

①子ども（高学齢児童）の主体性・意志判断はどこまで尊重・確保されているのだろうか（自由の行動や意見の許容範囲の限界性について）。安全の確保を優先するがゆえに、子どもの選択的自由を過保護・過干渉による制限として加えていないか検証する必要がある。

例えば、日課・外出ルール・行事への取り組み等での子どもと職員との判断基準の相違・矛盾をどのように調整するか。施設で生活する一員としての自覚と施設での高学齢児童の役割・使命は何かを職員と一緒にになって考える必要がある。又、親・家庭の状況に応じた親子関係調整をしつつ、社会における自己の置かれた位置・境遇への正しい理解を育てる。

②社会生活体験において、子どもと職員の経

験の相違があるのは当然のことであるが、施設生活体験の長い子ども程、一人では何もできないとか、知らない事が多すぎる。その意味で、個々の発達状況に応じた自立援助プログラム・養育環境条件を確保する必要がある。

例えば、近所付き合い、社会的人間関係の持ち方、金銭の自主管理、社会生活マナー・ルール、孤独に耐える力、失敗を償える力などの体験学習の機会の確保が求められる。そのためにも、アルバイトや職場実習体験・ボランティア体験の機会を確保する必要がある。

③生活意欲、学習意欲等の自主性をどう育てるか。これは、職員と子どもとの人間関係や働きかけのあり方などの職員の専門性や職員体制（チームワーク）に影響を受けることが多い訳で、とりわけ、養育の一貫性・継続性が確保できる職員集団の形成・確保（組織強化）が重要である。同時に、発達遅滞現象の子どもが増大するなかで、発達上の積み残しの発見と克服の個別的な自立援助プログラムを準備する必要がある。そのためにも、日常のケース記録が重要なデータ資料となることを忘れてはならない。

施設生活における人間的ふれあいを通して、「みんなと一緒に自分も育っていくんだ」「まわりの職員・大人は自分たちを助けてくれる協力者なんだ」「いかなる問題を抱えた子どもであっても、見放さない・見放されない安心感の持てる」生活の場を築く生活作り・集団作りが重要となる。

(2) 児童と職員、保護者と職員との人間関係の問題

①高年齢児や、個別性の高い処遇困難児（社

- 会不適応行動児）との対応に追われ、幼児期からの発達時期に応じた個別的・集団的養護が疎かになっている。
- ②職員自体の問題意識（危機予測）が薄く、不適応行動に対する対応マニュアルが職員集団で確立されていない。どちらかと言えば、場当たり的・対症療法的となる。
- ③情緒的、知的な発達障害をもった児童に対する専門的知識が浅く、対応に苦慮している。
- ④生活日課などで、職員主体（勤務都合）の管理的姿勢・養護がまだ残っている。児童が、年齢・発達・成熟度に応じて考え、判断・行動するといった自主性・主体性が育ちにくい一方、人間関係にも悪影響を及ぼしている（労働時間短縮に応じた職員配置が不十分になっていることも原因している）。
- ⑤経験の浅さ、専門知識の不足が、保護者（親・家族）対応・支援を難しくしている。
- ⑥親・保護者との面談の機会を意図的に持つことが少なく、親の状況を職員が十分理解していない。また児童も、面会があっても、知りたい情報を進んで聞くことができず、その精神的（情緒的）不安定さが不適応行動を引き起こす場合もある。
- そのための課題として、
- ①児童との信頼関係（情緒的安定基盤）を取り戻すとか、児童の発するシグナルを敏感に察知することが可能な勤務体制・担当性・業務分担などのあり方を検討すること（児童個々とじっくり話し合える時間と空間を確保すること）。また、心理療法担当職員、個別対応職員などのチーム連携を心がけること。
- ②管理的・対症療法的な援助しかできないと諦めるのでなく、短期・中期・長期の自立支援・家族援助の目標を持って、援助サービスの方法を方針化・計画化すること。
- ③児童の養護効果測定・評価を行うとともに、施設運営や職員の仕事、自己に対しても点検・評価（総括）すること。
- ④職員自らが児童の権利に関する条約に基づく児童観に立つよう、自己の意識変革を行うこと（個々の発達・年齢・個性への配慮をするとともに、施設生活する一員としてのパートナーシップ、支えあえる関係を築くこと）。
- ### （3）建物・設備に関する問題
- ①プライバシーを守る上で生活空間が絶対的に不足している。
 - ②皆でくつろげるとか、友人の訪問があっても、ロビー、談話室などの場所や時間に工夫が十分みられない。
 - ③外見的にも寒々しく、温かみに欠けやすい。
 - ④高年齢児の増加、定員充足率の高まりに伴う居室、設備等の増設計画の取り組みに消極的な施設がある。
- そのための課題として
ハード面において、中・高校生に対しての個室化は進む方向にあるが、施設努力に期待されることが多い。子どもの年齢・発達・成熟度に個人差があり、プライバシーの範囲・基準にも意識の相違がみられる。法人の自己負担力量に伴う施設差に対しては、施設建物の規制緩和策としてではなく、児童福祉施設最低基準に子どもの年齢・発達・成熟度への配慮がされた数値を基準化すべきと考える。
- ### （4）制度・施策上の問題
- 新規に、私立高校進学者の単価設定がされたり、特別加算などで高校進学に対して、国家的な支援体制が整えられ、高校進学の進路選択が

しやすくなってきたが、私学進学経費の施設負担を考えると、地方自治体レベルの問題と共に、施設長や職員集団の対応姿勢による状況がある。大学進学などは、なおさら施設格差がみられる。

そのための課題として

大学教育等を受ける機会の確保は、子どもの自立支援に欠かせないものであるとの認識の上に、20歳以後の支援を含め、経済的・生活的・教育的支援の拡充が求められる。

おわりに

処遇困難児童（社会不適応児童）の増大は、職員を不安感に陥れ、ストレス・イライラを増幅させる。このことが、職員や保護者からの児童虐待・体罰問題に大きな影響を与えている。つまり、子ども達の人権を守るべき大人の責任として、子ども達の人権侵害の加害者にはならないと共に、自らの人間性・養育姿勢（人権感覚）を見つめ直すことも重要な課題である。

今後、ますます思春期にある高年齢児とか、被虐待児、不登校児、知的障害児、情緒障害児など個別の養護を必要とする児童ケースが増大している。当然、児童に対する社会的自立援助、家族援助、治療教育的援助、地域社会の子育て支援など、施設の多機能化が求められている。その一方で、慢性的な人手不足、保育士の定着性の低さが、児童養護に最も大切な「養育の一貫性、継続性・連続性の確保」を難しくしている。同時に、職員の集団的力量も低下させていく。

その結果、多様な児童のマイナスの性質を受容（どんな問題を抱えた児童であっても、可愛く思える。今のあるがままの児童が素敵に思える）することが困難になり、そのストレス状態が知らず知らずのうちに、施設職員による児童に対する施設内体罰や不適切な関わり（マルト

リートメント）を引き起こす危険性の高い職場になっている。

そのための課題として

- ①社会的児童養護施設の社会的使命を再確認し、「子どもの最善の利益」を第一とした児童養護を展開すること（職員倫理の規範・気風を構築すること）。
- ②専門職（ケアワーカー、ソーシャルワーカー）としての自覚と責任ある言動を行うこと（社会的にも自立した職員個々であり、職員集団であること）。
- ③地域社会からも理解・応援される施設運営を行い、子育てモデルとして、施設ケア水準を高めること（児童や家族はもちろん、地域の人々にも、児童養護の仕事を誰もが説明できること、また、協力を求めること）。
- ④職員集団のチームプレーを図るとともに、集団的力量を高める職員会議、研修活動を充実させること（職員も自分の意見を自由に言えること）。
- ⑤自己完結式、閉鎖的養護に陥らず、児童福祉関係機関や、専門的分野の人的資源にも目を向け、解決策を求めるといった柔軟な姿勢をもつこと（スーパーバイザーなどを積極的に導入・活用すること）。

引用文献

- [1] 「子ども・家族への支援計画を立てるため—子ども自立支援計画ガイドライン—」児童自立支援計画研究会編日本児童福祉協会、2005年
- [2] 「子ども・家族の自立を支援するために—児童自立支援ハンドブックー」厚生省児童家庭局家庭福祉課監修日本児童福祉協会、2005年
- [3] 「子どもの権利を擁護するために—児童福祉施設で子どもとかかわるあなたへ—」

厚生労働省家庭福祉課監修日本児童福祉
協会、2002年

- [4] 「担当している児童が抱えている問題」
2001年度心理療法担当職員による実態調査、第56回全国児童養護施設長研究協議会第2研究部会報告資料
- [5] 村井美紀・小林英義編著「虐待を受けた子どもへの自立支援」—虐待体験が子どもにもたらす影響—中央法規、2002年
- [6] 浅倉恵一+峰島厚編著「子どもの福祉と養護内容」—第9章青年期における自立援助—G県児童養護施設年長児童に関する調査結果報告、執筆神戸賢次、ミネルヴァ書房、2004年
- [7] 「児童福祉ぎふ44号」2006年度調査研究報告「児童養護系施設における自立支援のあり方」—中学・高校生へのアンケート結果から考える—岐阜県児童福祉協議会発行、2007年5月予定
- [8] 「平成16年度 調査研究報告書—明日の児童養護を考える—」岐阜県児童福祉協議会発行、Ⅲ施設で暮らす子ども達の本当の気持ち・考え、文責神戸、2006年